

学校いじめ防止基本方針

いじめ対策マニュアル

- 1 いじめに対する本校の基本認識
 - 2 いじめ問題への意識の改革
 - 3 いじめの未然防止
 - 4 いじめの早期発見
 - 5 いじめ問題に対する防止マニュアル
 - 6 いじめ発生の具体的対応例
- チェックシート
 - 参考資料 いじめ防止対策推進法の概要

千曲市立東小学校

千曲市立東小学校いじめ防止基本方針

令和5年1月17日改定

1 いじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

文部科学省は、昭和60年以来、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきたが、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」により、いじめとは、「**児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**」と定義づけられた。

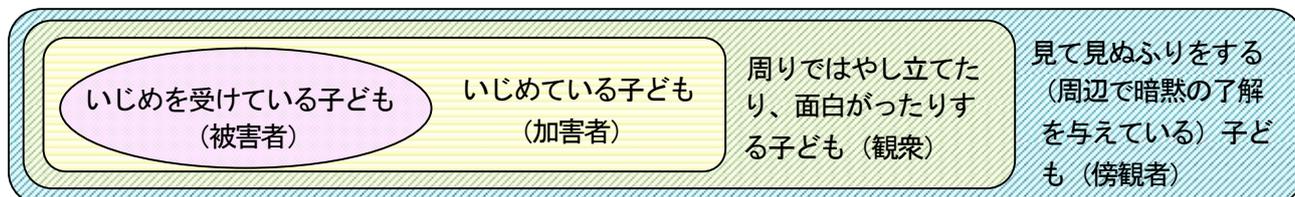
近年では、SNSなど、インターネット上のコミュニケーションアプリを使い、相手を精神的に追い詰め、負担を感じた児童生徒が不登校になったり、中には自殺する事案も発生している。そこで、校内で直接行われるコミュニケーションだけではなく、インターネット上のやりとりも、いじめ行為に該当することを十分に受けとめておく必要がある。

以上のことを踏まえ、東小学校では、いじめられる側の精神的苦痛を認知したとき、該当児童の立場に立って「いじめがあった」と判断し速やかに対処していくようにする。

(2) いじめはどこでおこるか

◇いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものである。

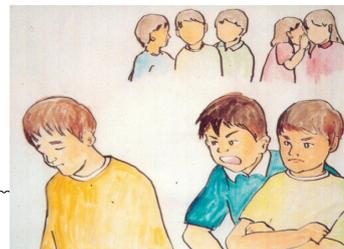
(3) いじめの構造の考え方



○いじめは4層構造になっている。

(子どもたちには、右絵のように、いじめられている人、いじている人、いじめを見ている人の3つに分けて説明するほうが分かりやすい場合がある。)

そこで、傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことを大切にする。



(4) いじめの主な要因

○学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ口の手段としていじめが発生する。

○相手の人権の配慮に欠け、差異(個性)を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生する。

(5) いじめ解決の4原則

- ①するを許さず ②されるを責めず ③第三者なし ④人権教育をする

2 いじめ問題への意識の改革

◇全職員が一致協力すること、一人で抱え込まない。全件組織的な対応へ。

- ★自分の学級で起きたいじめは自分一人で解決する。
- ★自分の学級だけはいじめを起ささない。
- ★自分の学級の問題でなくてよかった。

意識改革

- ★ いじめが起きたら即報告・連絡・相談・確認をする。一人で抱え込まない。
- ★ 全ての教職員が全ての子どものいじめ問題にかかわる。
- ★ 他学級であっても、一人の子どもの複数の教師で見て多面的に情報収集。些細な変化に気づき、教職員相互で情報交換。一致協力して取り組む。

3 いじめの未然防止

(「集まってひとつの花 生徒指導・人権教育取組事例集」)

(1) 教職員の基本姿勢

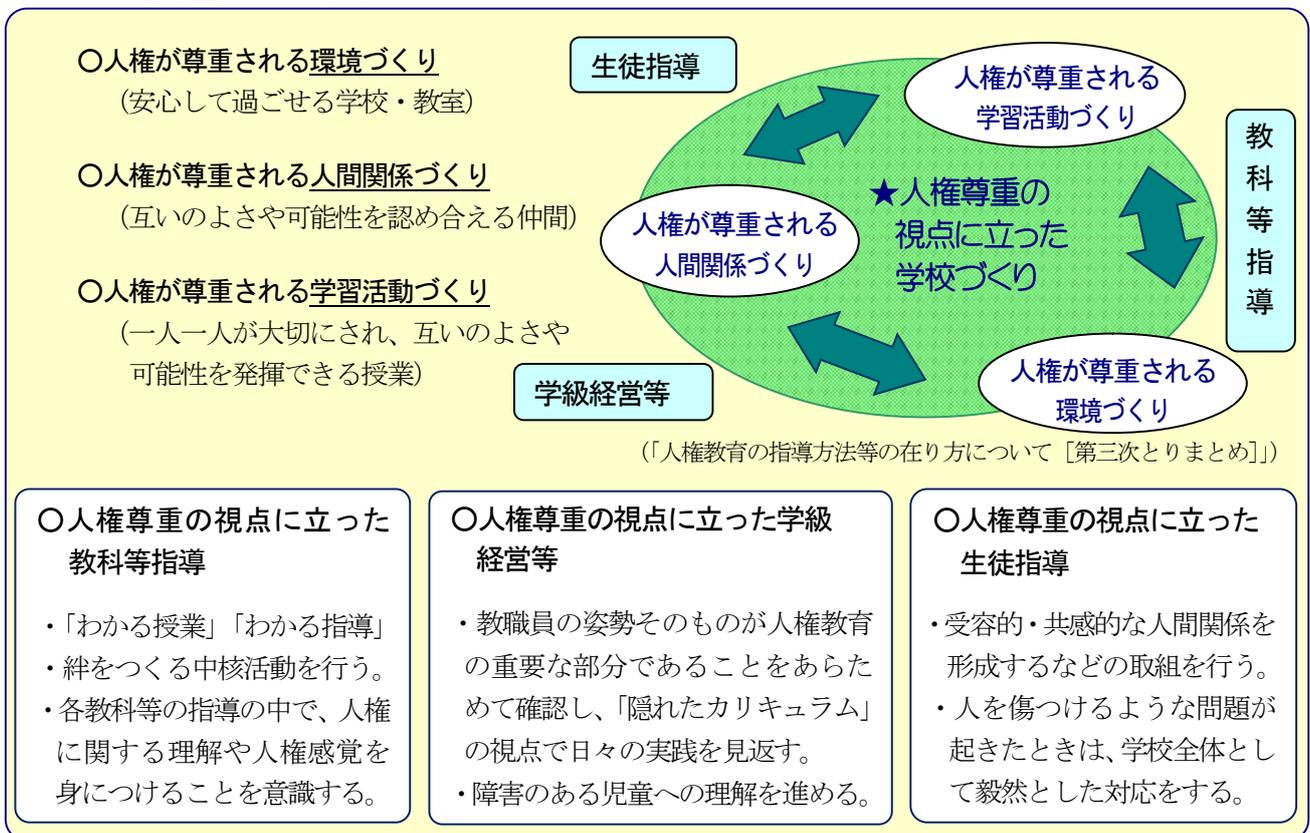
◇いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することである。

(「生徒指導提要」)

◇教職員集団が、本気になっていじめをなくそうと一致団結して動いている姿勢を、児童生徒、保護者、地域に積極的に発信していく。

(長野県教育委員会「人権教育指導資料集」)

(2) 人権尊重の精神を貫いた教育活動



○「隠れたカリキュラム」とは、「教育する側が意図する・しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学び取っていく全ての事柄」を指す。(「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」)

教職員が意図せずに教えている事柄の中で、教職員の言葉使い、日々のさりげない態度等が、児童生徒を安心させたり、その反対に、いじめ等を許す雰囲気や環境を作ったりすることになっていないかを見返すことが大切である。

(教職員の人権意識チェック55を活用する。)

○発達障害のある児童が周囲の児童からいじめを受けることがある。障害への理解を進めるための指導や、互いの違いを認め合う学級経営が必要である。(「生徒指導提要」)



(3) いじめのない集団とは

<u>わたし(I am)OK.</u> 自分を大切に思い、自信を持っている。 自尊感情が育っている。
<u>あなた(You are)OK.</u> 相手の人格を尊重することができる。 非攻撃的自己主張(アサーティブネス)ができる。
<u>みんな(We are)OK.</u> 集団への帰属意識があり、共感的で温かい人間関係である。 お互いの思いや気持ちを伝え合うこと(コミュニケーション能力)が育っている。

この3つが育っている集団である。(長野県教育委員会「集まってひとつの花 生徒指導・人権教育取組事例集」)

(3) いじめを未然に防ぐ具体的な取組

- 人権尊重の精神を貫いた日常的な教育活動を行う。
 - ・教科等指導 ・学級経営 ・生徒指導
- 対人関係ゲームや構成的グループエンカウンター、人権教育ワークショップ等を実施し、人間関係づくり・集団づくりを進める。
- 他学年、保育園児、中学生、障害者、高齢者、地域の方々等の様々な人たちとの出会いや交流を行うことで、自尊感情を高め、違いを豊かさとして受け止められる経験を積み重ねる。
- 様々な人権課題(女性・子ども・障害者・外国人・アイヌの人々等)について学び、豊かな人権感覚を養う。
- 校長講話の実施。(いじめ防止、人権に関わる内容を取り入れる。)
- 児童会が主体となった取組。
 - ・児童会活動(なかよし旬間・児童会祭り)によるいじめ防止と学年を越えたつながりを支援する。
- 講演会・ワークショップの実施。
 - ・いじめ被害を受けた当事者の方の講演会(長野県教育委員会人権教育講師派遣事業の活用)
 - ・CAPプログラムの実施
 - ・インターネット・ケイタイによる人権侵害防止のための学習会(教学指導課心の支援室指導主事の講師招聘、長野県青少年育成県民会議ひまわりっ子セイフティーンズ推進事業等の活用)

4 いじめの早期発見

(1) いじめを発見する手だて

- 教師と子どもとの日常の交流を通じた発見
 - ・日記や生活ノート、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。
 - ・表面の行動に惑わされることなく、内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る必要がある。
- 複数の教職員の目による発見
 - ・複数の教職員が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くする。
 - ・教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、子どものトイレを利用したりすることも、気になる場面の発見につながる。
- アンケート調査
 - ・「みなさんの学校生活しらべ」(別紙)等の調査を計画的に実施する。(年間2~3回程度)
 - ・Q-Uアンケート等の検査も必要に応じて実施する。
 - ・学年初めや長期休暇明けなど、子どもの人間関係に変化が訪れる時期や、学年末でクラス替えなどに不安を感じる頃に実施することも有効である。
- 教育相談を通じた把握
 - ・子どもが希望をする時には面談ができる体制・窓口を整えておく。
 - ・必要に応じて、面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等専門的な立場からの助言を得る。

(2) いじめを訴えることの意義と手段の周知

- いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。

○学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。

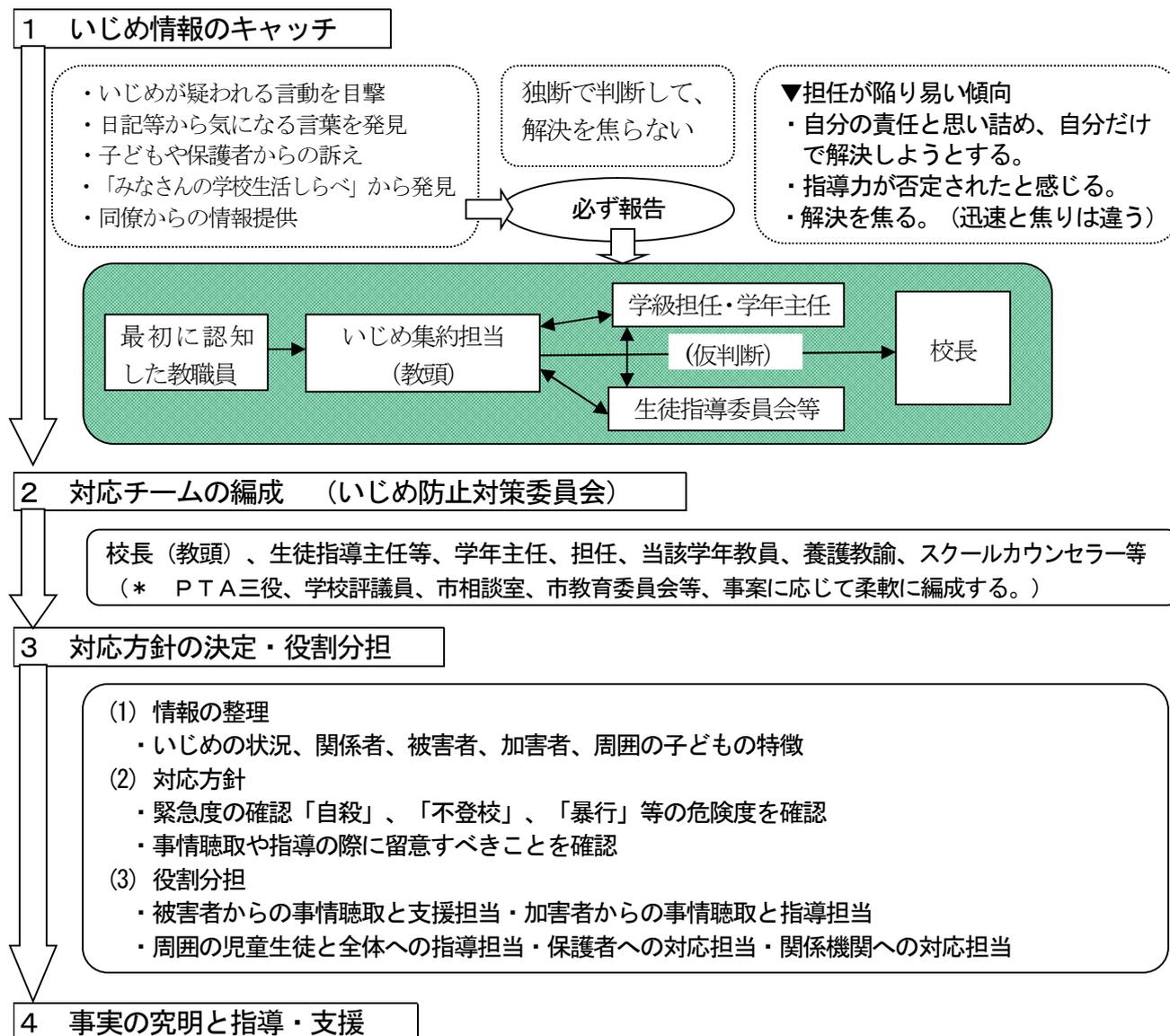
- ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいこと、学校の相談窓口、関係機関（市や警察の相談機関等）へのいじめの訴えや相談方法を保護者や地域に周知する。
- ・関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知する。

(3) 保護者や地域からの情報提供

○日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者・地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者等からの訴えに耳を傾ける。

(参考：群馬県教育委員会作成資料)

5 いじめの発見から解決まで



(1) 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくりと聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。

聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

<事情聴取の際の留意事項>

○いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。

○安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。

○関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。

○情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。

○聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階ではないこと>

▼いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。

▼注意、叱責、説教だけで終わること。

▼双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。

▼ただ単に謝ることだけで終わらせること。

▼当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

5 いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

(参考：群馬県教育委員会作成資料)

(1) 被害者（いじめられた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

○いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。

○子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

○担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。

○いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

○学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。

○自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。

○いじめている側の子どもとの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。

○学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教える。

▼「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

○生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。

○自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

(2) 加害者（いじめた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

○いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。

○自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

○対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。

○話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

○被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。

○いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。

○いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。

○不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくりと聴く。

【経過観察等】

○生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。

○授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

(3) 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

○いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。

○いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

○いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

○周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。

○被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。

○これからどのように行動したらよいかを考えさせる。

○いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。

○いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

○学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。

○いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

6 保護者との連携

(1) いじめられている子どもの保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

*保護者の不信をかう対応

▼保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。

→事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。

▼「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。

▼電話で簡単に対応する。

(2) いじめている子どもの保護者との連携

- ・事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- ・「いじめ」という言葉に心を閉ざす保護者もいるので、具体的な事実（どんな悪口を何回言ったのか、どの程度に何回叩いた等）の確認を大切にす。
- ・相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらおう。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

*保護者の不信をかう対応

▼保護者を非難する。

▼これまでの子育てについて批判する。

(3) 保護者との日常的な連携

- ・年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

※深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が必要である。
日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする

7 インターネット・SNS等に関連するいじめへの対応

(1) 実際に起こっている問題のある事例について

○インターネットが原因となり発生したいじめの事例

- ・学校裏サイト（ネット上の掲示板）上での何気ない書き込みがきっかけとなったいじめ。
- ・プロフ、ブログによる子ども自身が発信した情報がきっかけとなったいじめ。

○SNS等によるいじめの事例

- ・友だちへの誹謗中傷をSNS上に書き込む。
- ・いじめられている子どもの家族や関係者の悪い噂をSNS上に書き込む。
- ・いじめられている子どもの顔写真や個人情報などを無断で書き込み拡散する。
- ・多数の同級生がSNSやメール等で悪口や噂などを送信する。

(2) 対応策として考えられること

○危機管理の一環として、学校や大人が学校裏サイトやSNS等の存在を知ること

- ・親や先生が知っている、見ていることを知らせることだけでも抑止力がある。ただし、子どもの変容を図るような指導を丁寧に行わないと、別の隠れたサイトに逃げたり、いじめが陰湿化したりしてしまう場合がある。
- ・情報モラル、情報セキュリティの指導に加えて、デジタルシチズンシップの指導を行う必要がある。
- * リスク管理とは、児童がインターネット上で行った行為により、どんな危険が子どもたちに及ぶかに気付かせ、危機意識を高めることで、自発的に自分の行動を変え、子ども自身のリスクを減少させていくこと。

○保護者への啓発活動

- ・保護者に携帯電話の危険性やその使い方について知らせることにより、家庭と学校で協力して子どもを見守っていく。携帯電話のフィルタリング機能をかけることを促進する。

○インターネット上の問題点等の研修

○警察等関係機関への相談

- ・深刻な誹謗中傷等が発生した場合、該当のページを保存・印刷し、それを持って警察等に相談する。

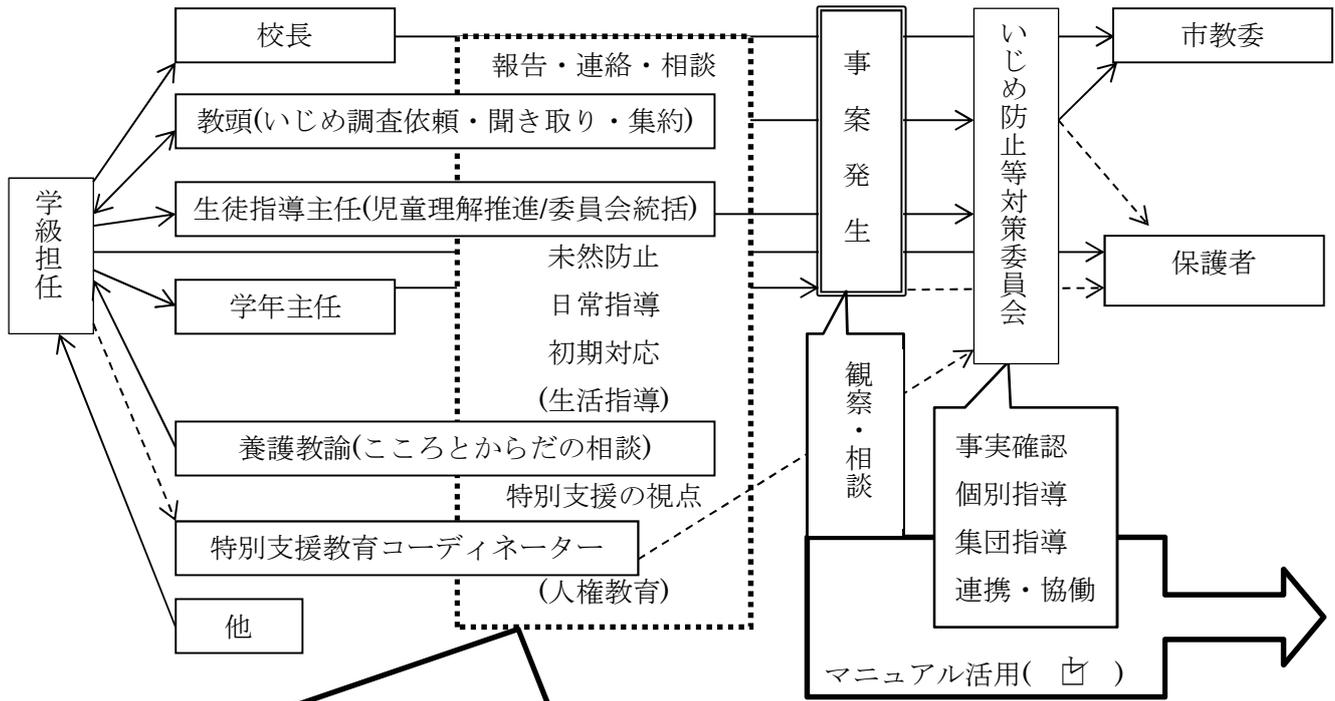
(3) 書き込み削除の対応

- 1 証拠を保存する（日時・内容・サイト名・URL等を保存する）。
- 2 掲示板管理者へ削除を依頼する。
 - ・乱暴な書き方をするとお互いにエスカレートする場合があるので、丁寧な対応を心がける。
- 3 掲示板を運営する会社に連絡する。
 - ・書き込みが続く場合は運営会社に問い合わせ、削除を要請する。
 - ・多くの掲示板サイトには運営会社への問い合わせ先が記載されている。
- 4 相談機関に相談する。
 - ・悪質な書き込みの場合は、警察署や県警生活環境課に相談する。

6

いじめ発生時の具体的対応例

(1) 組織図の在り方と基本的方向



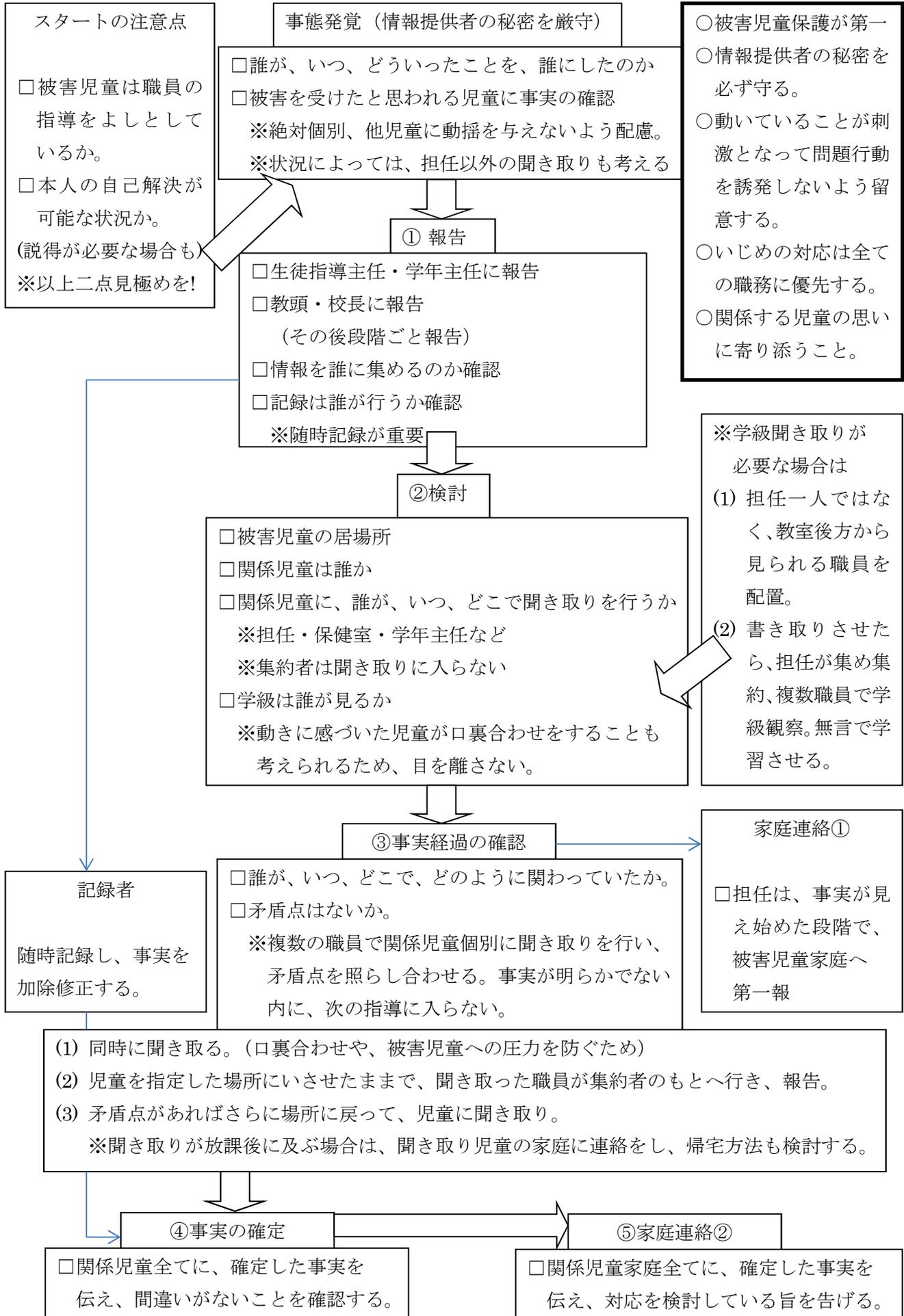
- いじめを見かけたとき、傍観せず自分から止めたり、誰かに知らせたりできる子どもに育てていく。
- 「配慮を要する児童」「気になる児童」について、情報交換の時間をより確保し、全職員が共通理解の上で関わられるようにしていく。
- よりアンテナを高くし、いじめ等の事案があった場合は、連携して早めに対応し解決していく。

いじめ防止等対策委員会運営計画

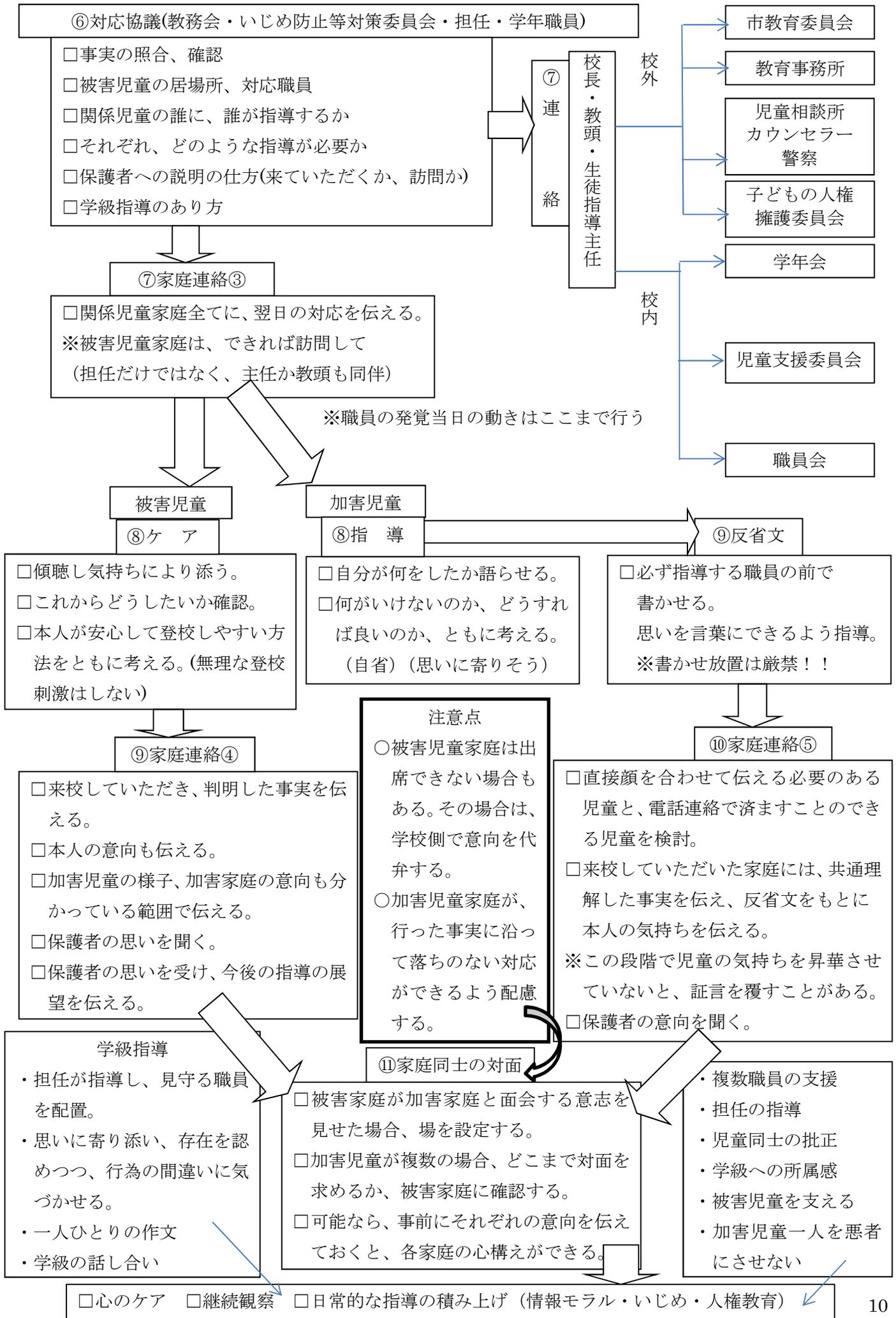
【児童理解について】 ～「いじめをしない、させない、許さない」～

- ① 対外的な問題行動が発生した場合は「生徒指導委員会」を開催し、問題行動の報告や対応方法、今後の指導方針などを検討していく。いじめ等の発生の場合は「いじめ防止等対策委員会」とする。
- ② 必要に応じて、該当担任に「事故報告書」を作成してもらい、職員会等で全職員に報告する。
- ③ 年度当初、身体・生活・行動面で全校の先生方に知っておいてもらいたいことがある児童について職員会議にて発表してもらう。
- ④ 配慮を要する児童については、学級経営・学年経営案に載せる。
- ⑤ 毎回の職員会議で児童理解を深める機会を設定する。
- ⑥ 人権教育の一環として、人権教育係と連携し、「仲良しアンケート」を実施する。
- ⑦ 「生徒指導委員会」「児童支援委員会」「学校保健委員会」「危機管理委員会」などと連携して、児童理解と指導のあり方について学び合っていく。
- ⑧ 年度当初に、児童理解への書類整備を担当へ依頼し、他係と連携して書類整備をする。
「家庭調査票」「全校児童名簿」「家庭連絡網」「学級児童写真」

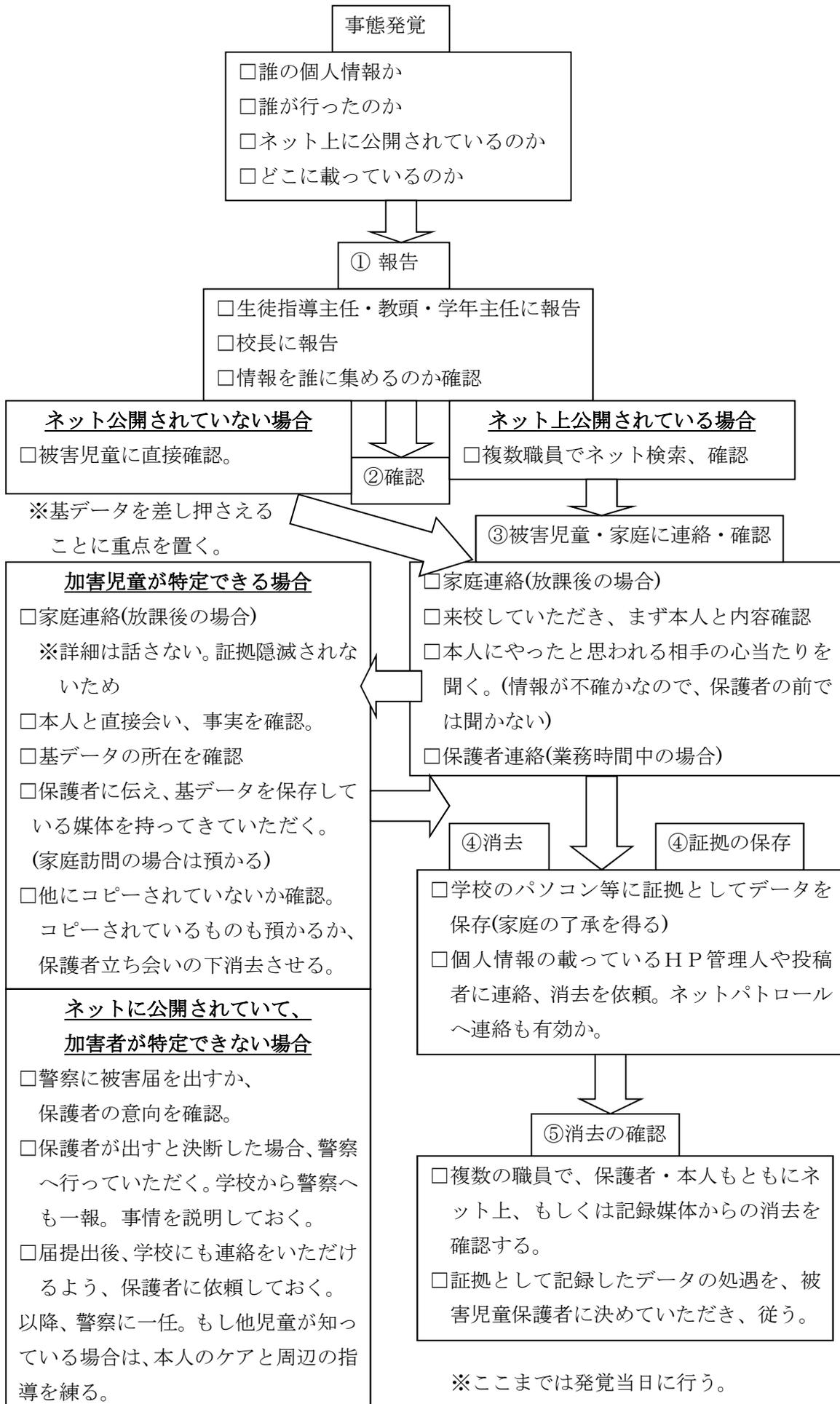
(2) いじめ発生時の対応例

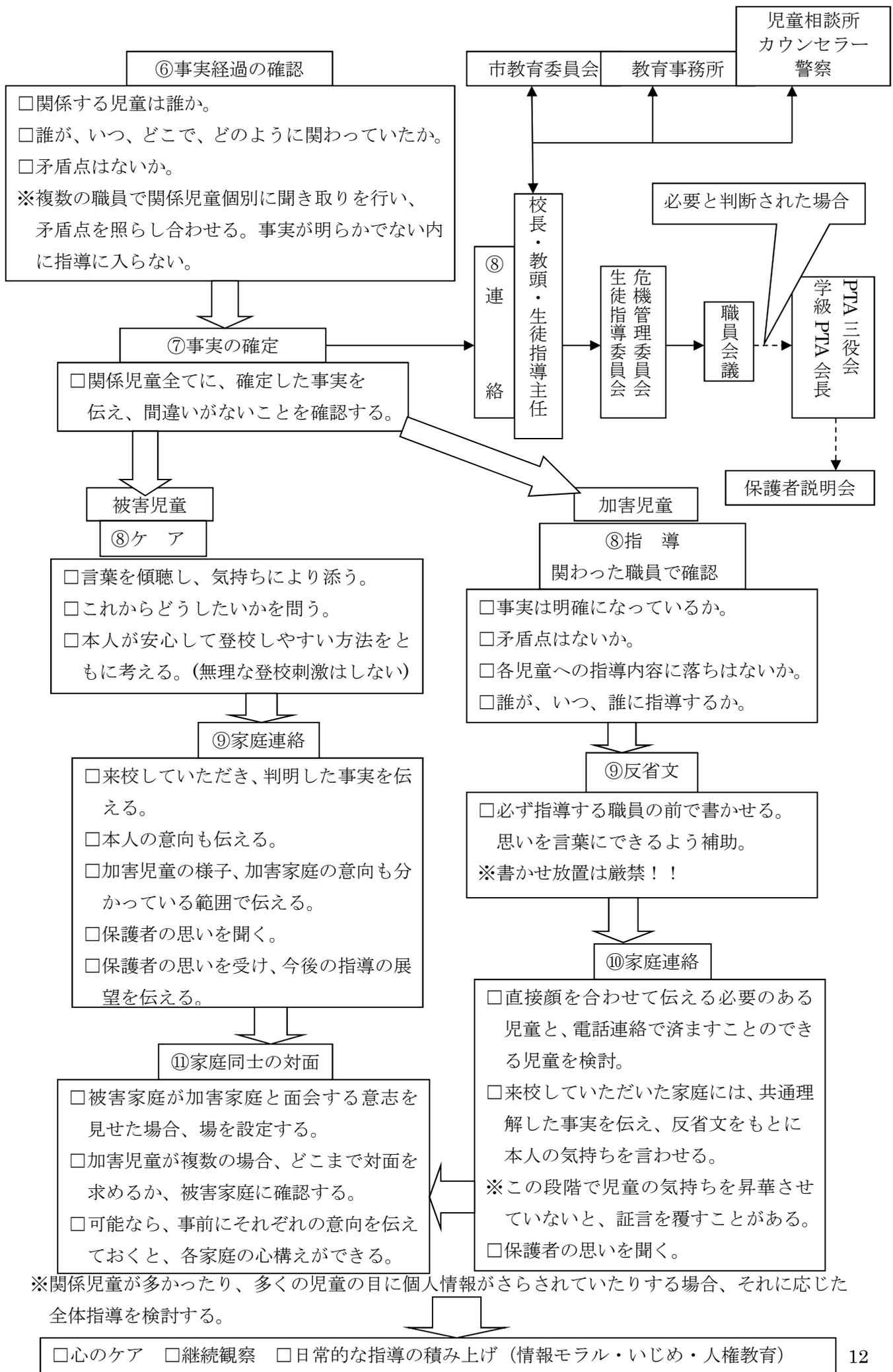


※最低限、児童のいる間にここまでは発覚当日に行う。



(3) ネットトラブル発生時の対応例





指導のポイント

- インターネットに公開されている場合は、それを止めることが最優先課題。
- 公開されていなくても基データがある場合は、それを一刻も早く差し押さえ、流出を防ぐことが最優先。
- 基データの入っている媒体は預かり、学校に保存しておく。〔証拠となり得るため〕
(被害家庭に了承を得る。一段落したら、被害家庭に確認して消去する)
- 基データの入っている媒体以外に、コピーがないか保護者に必ず確認。
- データの確認・消去は被害家庭と被害児童の前で行う。消去については、被害家庭の意向を聞き、希望すれば行う。(データを証拠として欲しがる場合もあるため)ただし、内容が児童をさらに傷つける恐れのある場合は、保護者のみの確認でOK。
- 各保護者の思いを必ず聞き、保護者間の行き違いがないよう心がける。
- 違法行為なので、裁判になることも考えられる。経過を誰かが必ず記録していくこと。
- 複数職員で確認をし、証言が覆らないように事実をていねいに確認していく。
(加害児童の「してしまった心」に寄り添い、犯人追及にならないように心がける。)
- 事実が明らかでないうちに、指導に入らない。
- 反省文は、「禊ぎの儀」。書かせ放しではなく、見守り、児童の思いを的確に表現できる言葉をともに考える場。
- 指導後は、加害も被害もなく、各児童と保護者に「ケア」を心がける。

教職員の人権意識チェック55

* □は問題あり、○は問題なしのめやすですので、状況により一概に判断できないものです。
賛否両論の自由な話し合いによって人権意識について見つめ直してください。当てはまる
ところにチェック(✓)してみましょう。

◆ 登下校等

- 01○ 子どもの登下校の様子を知るよう心がけている。
- 02○ 子どもの名前を呼んであいさつするようにしている。
- 03○ 障害のある子どもが適切な指導と対応によって、明るく登校している。
- 04○ 全員の下校を必ず確認している。
- 05□ 子どもが帰った後の教室にはゴミが散乱している。



◆ 朝の会・帰りの会

- 06□ 遅刻者を、理由も聞かずに叱ってしまったことがある。
- 07□ 教師の機嫌が悪いときは、子どもも暗くなってしまう。
- 08□ 足並みを揃えられない子どもには、連帯責任を負わせる。
- 09□ 集金や提出物、宿題を忘れた子どもの名前を黒板に書いておく。
- 10□ 子どものよさを認めてあげることが少なく、注意したり叱ったりすることの方が多い。
- 11○ 連絡がなく登校してない子どもがいたら、すぐに家庭に確認している。
- 12○ 子どもに新たな外傷を見つけたら、本人から事情を聞くだけでなく、虐待やいじめの可能性も考えてみるようにしている。
- 13○ 子どもが決めたこととはいえ、体罰や恥ずかしい思いをさせるような「きまり」は教師の指導でやめさせている。



◆ 休み時間

- 14○ 子どもの遊びの様子や交友関係を知るよう心がけている。

◆ 給食

- 15□ 罰として、食べるのを遅らせたり食べさせなかったりする。
- 16○ 特定のおかずを自分だけ多くしたり、他の子どもに多くよそったりしているのを注意する。また、全員の配膳が完了したか必ず確認してから「いただきます」の挨拶をするようにしている。



◆ 授業

- 17□ 子どもの名前を呼ぶときに、さん・君づけする子と呼び捨てや愛称で呼ぶ子とがいる。
- 18□ 数時間の中で一度も言葉を交わさない子どもがいる。
- 19□ 欠席者への配布物がそのままになっている。
- 20○ 不登校傾向にある子どもの座席等に配慮し、常に学級の一員であることを意識している。
- 21□ 宿題をやってない子どもを、身なりや日頃の行動を引き合いに出して叱る。
- 22○ 忘れ物が多い子どもには、本人の責任でなく、家庭の事情に原因があるかもしれないので、理由をよく聞くようにしている。
- 23○ 発言が苦手な子どもには、うなずくなどして安心して話せる配慮をしている。
- 24○ 間違いのおかげで互いの理解が深まったというような授業を心がけている。
- 25○ よくできる子どもを中心に授業を進めるのではなく、どの子も授業に参加し、一人一人のよさが発揮され、会話やコミュニケーションの多い授業に心がけている。

- 26○ 人を傷つけるような発言には、授業を中断しても機を逃さず指導している。
- 27○ 特定の子どもに対する嫌がらせ、仲間外し、暴力、失敗や間違いに対する冷やかしの言動を見逃さずに注意している。
- 28○ 質問には温かく対応し、分からないことを気軽に質問できるようにしている。
- 29○ 様々な人権課題を扱う際には、偏見につながらないように子どもの発達段階や地域の実状に応じて知的側面、価値的態度的側面、技能的側面から指導している。
- 30○ あらゆる機会をとらえて、生命の大切さを訴えている。
- 31□ 兄弟姉妹と比べて、ほめたり叱ったりしている。
- 32□ 「こんなこともできないのか」と子どもをさげすんだ言い方をしている。
- 33□ 「また…か」「いつも…だ」などと、子どもを固定的・断定的に見ている。



◆ 組織・学校運営

- 34□ 職員間で問題行動の情報交換は行われているが、良い行動を知らせ合うことは少ない。
- 35○ 体罰は人権侵害であり、法律違反であるという共通認識ができています。
- 36○ 人権への配慮に欠けた言い方や掲示物等の問題に気付いたときには、職員同士でも自然に指摘し合える共通理解・職員関係ができています。
- 37○ 人権侵害をさせない、見逃さないという職員の共通意識ができています。
- 38○ 学級でいじめ等の問題が起きたとき、報告・連絡・相談・確認が迅速に行われ、解決に向けて全校体制で組織的に取り組めるようになっている。
- 39○ 人権に関する相談はだれにすればいいか、子ども・保護者に文書で周知している。
- 40○ 人権教育に対する家庭や地域の要望を把握する機会がある。
- 41○ 学校での人権教育を家庭や地域の方に理解していただく機会がある。
- 42○ 子どもの意見を学校運営に生かすようにしている。



◆ その他

- 43□ 子どもの作品などで誤字・脱字もそのままに発表・掲示している。
- 44□ 学校のホームページに、家庭の了解なく個人名や写真・住所等を掲載している。
- 45□ 本人の承諾を得ないで、作文や日記・学習カードの内容等を話題にしたり、学級通信や研究論文などに掲載したりしている。
- 46□ ドリル学習や忘れ物、読書量、成績など、個人別チェックグラフが掲示されている。
- 47□ 成績や個人情報が入ったパソコン・データ等を許可なく校外に持ち出している。
- 48○ 掲示作品に、成長の跡や励ましのコメントを添えている。
- 49○ 子どもの問題行動は成長の過程であり、人格的に否定しないようにしている。
- 50□ 「いじめられる方にも問題がある」と、いじめの原因を被害者のせいにしてしている。
- 51□ 「男のくせに」「女らしく」など、性差をつけたような言い方をし、男女の役割を固定したとらえ方をしている。
- 52□ 「あの国籍の子は…」「あの地区の子は…」「あの学級の子は…」などと、個人の問題を国籍や地区、学級など、全体の問題のように言っている。
- 53□ 「よい学級」「レベルの低い学年」など、学級・学年に優劣をつけた言い方をしている。
- 54□ 「しっかり勉強しないといい高校へ行けないし、いい職業にも就けない」などと、進路先や職業に善し悪しをつけるような言い方をしている。
- 55□ 「世の中は上下社会だから、差別はなくなるならない」などと、差別を肯定したり、差別の解消に消極的な発言をしたりしている。



4 いじめ防止対策推進法の概要

(第6章 4 「いじめ問題について」に関連)

(第7章 2 (1) ウ「いじめ」に関連)

「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月28日 平成25年法律第71号として公布)は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする法律です。以下にその概要を示します。

《1 総則》

(1) 「いじめ」を「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校(※)に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)

(2) いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定める。

《2 いじめの防止基本方針等》

(1) 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定(※)について定める。

※ 国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

(2) 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

《3 基本的施策・いじめ防止等に関する措置》

(1) 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として ①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定める。

(2) 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置く。

(3) 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として ①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定める。

(4) 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定める。

